

議案第3号

名古屋都市計画臨港地区の変更について（愛知県決定）

都市計画名古屋港臨港地区を下記の理由により変更する。

記

平成27年に改訂した港湾計画を踏まえ、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を変更するものである。

名古屋都市計画臨港地区の変更（愛知県決定）

都市計画名古屋港臨港地区を次のように変更する。

（名古屋市を除く）

名 称	面 積	備 考
名古屋都市計画 名古屋港臨港地区	約 1,337 ha	<p>1 分区の名称及び面積</p> <p>商港区 約 646.1 ha</p> <p>工業港区 約 492.1 ha</p> <p>特殊物資港区 約 57.4 ha</p> <p>保安港区 約 14.0 ha</p> <p>修景厚生港区 約 127.0 ha</p> <p>2 条例名</p> <p>名古屋港臨港地区内の分区における構築物の 規制に関する条例</p> <p>3 規制内容</p> <p>別紙条例のとおり</p>

「位置及び区域は、計画図表示のとおり。」

# 名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

昭和四十年十一月二十七日

条例第九号

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、名古屋港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「分区」とは、法第三十九条第一項の規定により管理者が指定した商港区、工業港区、特殊物資港区、保安港区及び修景厚生港区をいう。

(禁止構築物)

第三条 法第四十条第一項に規定する条例で定める構築物は、次の各号の分区の種類ごとに当該各号に掲げるものとする。ただし、管理者が公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

- 一 商港区の区域内においては、別表第一の構築物
- 二 工業港区の区域内においては、別表第二の構築物
- 三 特殊物資港区の区域内においては、別表第三の構築物
- 四 保安港区の区域内においては、別表第四の構築物
- 五 修景厚生港区の区域内においては、別表第五の構築物

(罰則)

第四条 法第四十条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例は、昭和四十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(昭和四九年条例第三号)

- 1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定、第三条に次の一号を加える改正規定及び別表第四の次に次の一表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則(昭和六〇年条例第六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第八号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一六年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表第一(第三条関係)

次に掲げる構築物以外の構築物

- 一 法第二条第五項第二号から第九号まで、第九号の三から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設(危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。)
- 二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所
- 三 港湾関係者のための郵便局、銀行及び保険業の店舗
- 四 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 五 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設
- 六 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他管理者の指定するこれらに類する施設
- 七 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル及び中央卸売市場
- 八 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、検疫所、入国管理事務所、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所
- 九 港湾関係者のための旅館及びホテル(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。)第二条第六項第四号の営業の用途に供するものを除く。以下同じ。)、日用品の販売を主たる目的とする店舗(床面積の合計が二百平方メートル以内のものに限る。別表第二第七号において同じ。)、船用品販売店、飲食店(風営法第二条第一項の営業の用途に供するものを除く。以下同じ。))その他管理者が指定する便益施設
- 十 港湾関係者のためのガソリンスタンド

#### 別表第二(第三条関係)

次に掲げる構築物以外の構築物

- 一 法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第九号まで、第九号の三から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設
- 二 原料又は製品の一部の輸送を海上輸送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設
- 三 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設
- 四 荷さばき施設、保管施設又は第二号の工場に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 五 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル
- 六 廃棄物又はリサイクル製品の一部の輸送を海上輸送に依存する廃棄物並びに名古屋港臨港地区及び港湾区域内で発生した廃棄物の処理施設(最終処分場を除く。)
- 七 港湾関係者のための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他管理者が指定する便益施設
- 八 別表第一第三号に掲げる構築物
- 九 別表第一第六号に掲げる構築物
- 十 別表第一第八号に掲げる構築物
- 十一 別表第一第十号に掲げる構築物

#### 別表第三(第三条関係)

次に掲げる構築物以外の構築物

- 一 法第二条第五項第二号から第九号まで、第九号の三から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設(食糧サイロを除く。)

- 二 別表第一第二号に掲げる構築物
- 三 別表第一第三号に掲げる構築物
- 四 別表第一第六号に掲げる構築物
- 五 別表第一第八号に掲げる構築物
- 六 別表第一第十号に掲げる構築物
- 七 別表第二第六号に掲げる構築物
- 八 別表第二第七号に掲げる構築物

別表第四(第三条関係)

次に掲げる構築物以外の構築物

- 一 法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第九号まで及び第九号の三から第十号の二までに掲げる港湾施設
- 二 消火施設その他の危険防止施設
- 三 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所
- 四 警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所
- 五 別表第一第六号に掲げる構築物
- 六 別表第一第十号に掲げる構築物
- 七 別表第二第六号に掲げる構築物

別表第五(第三条関係)

次に掲げる構築物以外の構築物

- 一 法第二条第五項第二号から第五号まで、第七号、第八号の三及び第九号の三から第十号の二までに掲げる港湾施設
- 二 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための図書館、博物館、水族館、会議場施設、展示施設、研修施設、公会堂、展望施設その他管理者が指定するこれらに類する施設
- 三 旅館及びホテル、店舗(風営法第二条の営業の用途に供するものを除く。)、飲食店その他管理者が指定する便益施設
- 四 別表第一第三号に掲げる構築物
- 五 別表第一第六号に掲げる構築物
- 六 別表第一第八号に掲げる構築物

## 理 由

平成27年に改訂した港湾計画を踏まえ、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を変更するものである。



# 名古屋都市計画総括図

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の用途制限
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域に適合する建築物
第一種住居地域	第一種住居地域に適合する建築物
第二種住居地域	第二種住居地域に適合する建築物
準住居地域	準住居地域に適合する建築物
近隣商業地域	近隣商業地域に適合する建築物
商業地域	商業地域に適合する建築物
準工業地域	準工業地域に適合する建築物
工業地域	工業地域に適合する建築物
工業専用地域	工業専用地域に適合する建築物
都市計画公園・緑地	都市計画公園・緑地に適合する建築物
臨港地区	臨港地区に適合する建築物
市街化調整区域	市街化調整区域に適合する建築物
駅前広場	駅前広場に適合する建築物
都市施設ごみ処理場	都市施設ごみ処理場に適合する建築物
地区計画等	地区計画等に適合する建築物

計画道路

当初	愛知県告示第	昭和
愛知告示第 41号	昭和48年1月19日	
愛知告示第 283号	昭和48年3月30日	
愛知告示第 1099号	昭和57年11月5日	
愛知告示第 126号	昭和62年2月20日	
愛知告示第 141号	昭和63年2月22日	
愛知告示第 786号	平成3年8月28日	
愛知告示第 724号	平成9年9月10日	
愛知告示第 687号	平成12年8月18日	
愛知告示第 302号	平成19年4月6日	
愛知告示第 767号	平成22年12月24日	
愛知告示第 396号	平成25年7月30日	

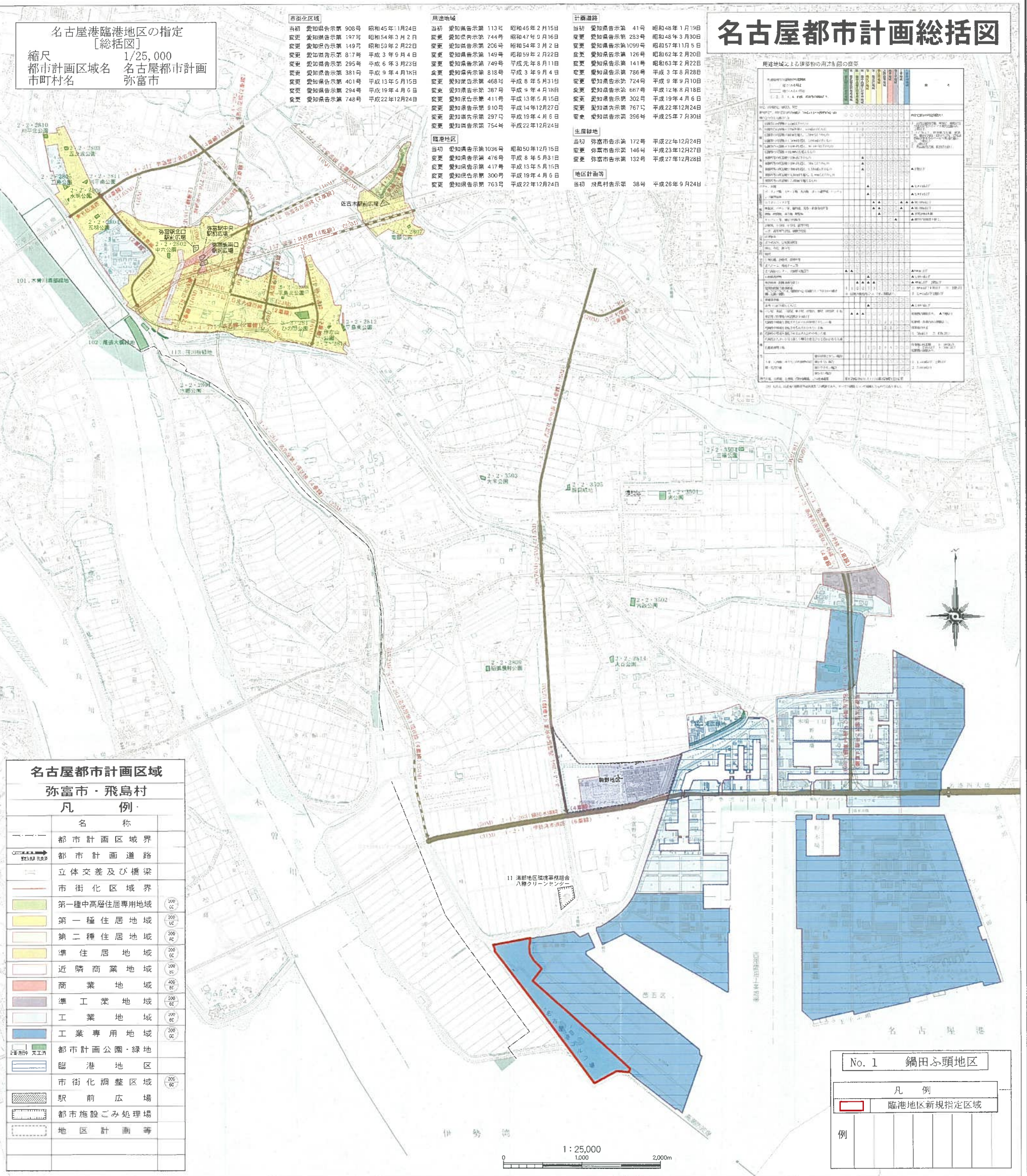
用途地域

当初	愛知県告示第	昭和
愛知告示第 113号	昭和46年2月15日	
愛知告示第 744号	昭和47年9月16日	
愛知告示第 206号	昭和54年3月2日	
愛知告示第 149号	昭和59年2月22日	
愛知告示第 749号	平成元年2月22日	
愛知告示第 818号	平成3年8月11日	
愛知告示第 468号	平成8年5月31日	
愛知告示第 387号	平成9年4月18日	
愛知告示第 411号	平成13年5月15日	
愛知告示第 910号	平成14年12月27日	
愛知告示第 297号	平成19年4月6日	
愛知告示第 754号	平成22年12月24日	

市街化区域

当初	愛知県告示第	昭和
愛知告示第 908号	昭和45年11月24日	
愛知告示第 197号	昭和54年3月2日	
愛知告示第 149号	昭和59年2月22日	
愛知告示第 817号	平成3年9月4日	
愛知告示第 295号	平成6年3月23日	
愛知告示第 381号	平成9年4月18日	
愛知告示第 401号	平成13年5月15日	
愛知告示第 294号	平成19年4月6日	
愛知告示第 748号	平成22年12月24日	

名古屋港臨港地区の指定  
[総括図]  
縮尺 1/25,000  
都市計画区域名 名古屋都市計画  
市町村名 弥富市

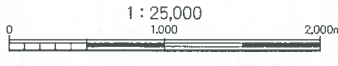


名古屋都市計画区域  
弥富市・飛島村  
凡例

---	都市計画区域界
→	都市計画道路
—	立体交差及び橋梁
—	市街化区域界
■	第一種中高層住居専用地域 (200 CC)
■	第一種住居地域 (200 UC)
■	第二種住居地域 (200 PC)
■	準住居地域 (200 CC)
■	近隣商業地域 (200 SC)
■	商業地域 (200 BC)
■	準工業地域 (200 IC)
■	工業地域 (200 EC)
■	工業専用地域 (200 OC)
■	都市計画公園・緑地
■	臨港地区
■	市街化調整区域 (200 AC)
■	駅前広場
■	都市施設ごみ処理場
■	地区計画等

No. 1 鍋田ふ頭地区  
凡例

■	臨港地区新規指定区域
---	------------



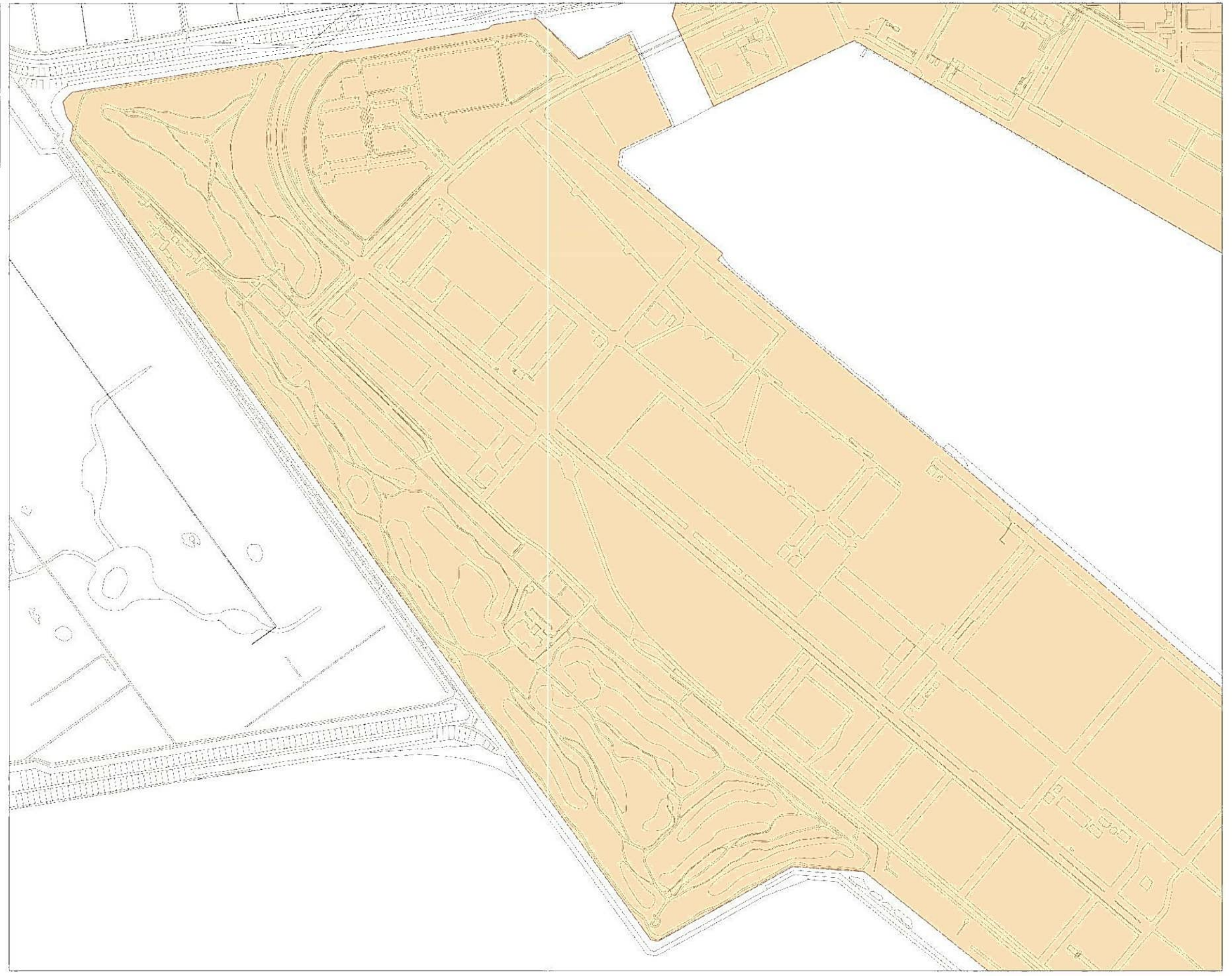
この図面は、国土交通省の委託を受けて、国土院の作成した図面に基づき作成されたものであり、その正確性を保証するものではありません。



名古屋市緑区緑地区の指定  
 [野田町]

縮尺	1/20,000
都市計画区域	名古屋都市計画
世帯数	2,500戸
地区番号	No.1
地区名	緑地区

凡 例  
 ■ 緑地区  
 —— 水路・道路・境界線  
 ..... 境界線





# 理 由 書

## 【鍋田ふ頭地区】

### 1. 変更の概要

主な変更は以下の通りです。

(名古屋市を除く)

変更前後	種類	面積	備考
変更前	名古屋都市計画区域 名古屋港臨港地区	1273ha	平成 22 年 12 月 24 日告示
変更後	名古屋都市計画区域 名古屋港臨港地区	1337ha	

### 2. 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

名古屋都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成 30 年度改定予定）においては、都市づくりの基本理念として「リニア中央新幹線開業に伴うヒト、モノなどの動きの広域化、県営名古屋空港・名古屋港といった交流拠点とその周辺における航空宇宙産業をはじめとする産業の集積など、充実した国際的・広域的基盤を活かした都市づくりを進めます。」

(p. 名古屋-16 参照) としており、都市づくりの目標のうち、③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた目標として、「都市の活力を向上させていくため、既存工業地やその周辺において工業・物流機能のさらなる集積を進めるとともに、県営名古屋空港周辺や名古屋港臨海部などに航空宇宙産業をはじめとする次世代産業の集積を高める工業系市街地の形成を目指します。」(p. 名古屋-19 参照) としています。

弥富市都市計画マスタープラン（弥富市：平成 29 年 9 月一部改定）においては、市の将来都市像を「みんなでつくる きらめく弥富 自然と都市が調和する 元気交流空間」

(p. 9 参照) とし、土地利用計画では、当該地区は「自然保全・レクリエーション地」(p. 26 参照) となっています。また、当該地区を含む南部地区のまちづくりの方針では、まちづくりの目標として「貴重な自然を保全し、活かした環境づくり」とし、その中で「市内でもっとも海に近い地域である一方、臨海部一帯に工業系市街地が形成されていることから、その背後に広がる農地の保全に務めるとともに、既存の弥富野鳥園や富浜緑地など大規模な緑地帯、鍋田川や筏川などの河川、並びに木曾岬干拓地を市民の憩いの空間として積極的に保全・活用し、自然共生型の地域形成を図ります。」(p. 76 参照) としています。

### 3. 当該都市計画の必要性

臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地区であり、港湾施設のほか、港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域及び将来これらの施設のために供せられる地域です。

当該地区は、昭和 60 年及び平成元年に公有水面埋立事業が成功しました。当初より臨港緑地として利用する計画でしたが、社会情勢の急激な変化により埠頭用地及び港湾関連用地の需要が当初計画よりも増える可能性が出てきたことから、臨港地区指定を見送っておりました。

平成 27 年に港湾計画が改訂され、当該地区を当初計画のとおり臨港緑地として土地利用を図ることを決定したことから、港湾管理者として当該地区を適正かつ円滑に管理運営するため、新たに臨港地区に指定します。

### 4. 当該都市計画の妥当性

#### (1) 位置

当該地区を含む鍋田ふ頭は、国際拠点港湾名古屋港の港湾区域に隣接し、北側に伊勢湾岸自動車道が位置し、流通・産業地としての工業系土地利用に適しているとともに、西側には木曾岬干拓地が位置し、自然保全・レクリエーション地としての土地利用にも適した位置であり、位置は妥当です。

#### (2) 区域

当該地区は、昭和 60 年及び平成元年に公有水面埋立事業が成功した鍋田ふ頭（約 269ha）の一部の区域（約 63.7ha）を対象とした明確な区域境界であり、区域は妥当です。

#### (3) 規模

当該地区は、昭和 60 年及び平成元年に公有水面埋立事業が成功した鍋田ふ頭の一部であり、港湾管理者がふ頭内の既に臨港地区が指定されている区域と合わせ、ふ頭全体を管理運営するために必要な規模であり、規模は妥当です。

以上から、当該都市計画は妥当です。